

## R 6 畑地化促進事業 事業採択要望調査票記入時留意事項

申請される方は、畑地化しようとする農地について、以下の情報を要望調査票に記入のうえ、提出ください。

● 営農計画書（野帳）に記載された耕地の下記項目

- ・ 地名地番
- ・ 作物作付面積（㎡）
- ・ R 5 栽培作物名
- ・ R 6（～R 10）栽培計画作物名
- ・ 関連する土地改良区

尚、下記は採択要件に必須となりますので、ご確認ください。

※全筆、畦畔、用排水路等の水田機能が維持された状態であること。

（国への申請後に水田機能が維持されていないことが判明した場合、元々交付対象水田から除外すべき農地と捉えられ、採択にならないばかりか、過去分にも遡って返還請求されるような事態も考えられるため、確実な検証をお願いします。）

※R 6～R 10の5年間は、必ず、対象作物を栽培し、販売すること。

※団地化の要件（面積、隣接農地等）を満たしていること。

※畑地化促進事業に採択された時点で、交付対象水田からは永久除外されます。

R 11以降に所有者に返す等になっても、交付対象水田として、登録が復活することはありません。（耕作者と農地所有者が異なる場合は、特にご留意ください。）

※耕作者と農地所有者が異なる場合は、具体的な事業申請時には、農地所有者の記名押印が有る同意書の提出が必要になります。

※採択が決定した際には、速やかに管轄土地改良区へ「水田の畑地化に係る申出書」の提出が必要になります。

※国の予算には限りがありますので、申請は採択を約束するものではありません。